

県産農産物販売促進特別対策事業補助金交付要綱

令和4年12月22日制定

(趣旨)

第1条 県は、県産農産物販売促進特別対策事業実施要領(令和4年12月22日付け決裁。以下「実施要領」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

その交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 第1条に規定する補助金交付の対象となる経費及び対象経費補助率等は、別表1に定めるところによる。なお、交付決定額は1千円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の規定に基づく申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金の仕入れに消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に関する書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、別表2に定めるものとする。

5 規則第4条に掲げる知事が定める交付申請書の提出期日は、別に定めるものとする。

(軽微な変更)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の規定に基づく交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(重要な変更の承認手続)

第6条 補助事業者は、交付決定の通知の際、知事が付した条件により、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更について知事の承認を受けようとする場合には、様式第3号により補助金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業遂行が困難な場合等)

第7条 補助事業者は、規則第6条第1項第4号の規定に基づき知事の指示を求める場合には、事業（本補助金の補助の対象となる事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 規則第13条の規定に基づく実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1か月を経過した日又は3月17日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第5号によりすみやかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第9条 規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(書類の整備)

第10条 補助事業者は、当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月22日から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い「県産農産物販売促進特別対策事業補助金交付要綱（令和3年12月22日制定）」については廃止する。

別表1 (第2条関係)

区分	経費	費目 (補助率)	重要な変更	
			経費の変更	事業の内容の変更
県産農産物販売 促進特別対策事業	実施要領に基づいて実施する事業にかかる経費 (1) 直売所等での県産米増量キャンペーンの実施 ア 県産米の販売量に対する2割を上限とする増量分の費用 イ PR資材経費 (上記アの補助額を合わせた補助金の総額の1割まで) (2) 量販店でのポイントキャンペーンの実施 ア 県産米をはじめとする県産農産物の販売額に対する2割を上限とするポイント付与費用 イ PR資材経費 (上記アの補助額を合わせた補助金の総額の1割まで)	米の増量分費 (定額) 消耗品費 (定額)、印刷費 (定額)、 役務費 (定額) ポイント付与費 (定額) 消耗品費 (定額)、印刷費 (定額)、 役務費 (定額)	経費の欄 の(1)(2) のそれぞれ 30%を超 える流用	1 事業の 新設、中止又 は廃止 2 事業実 施主体の変 更

別表 2 (添付資料)

1 交付申請書 (第 3 条関係)

	添付資料	添付の条件
1	定款又はこれに準ずるもの	必須
2	キャンペーン実施店舗が確認できる資料	複数店舗実施事業者のみ
3	米増量内訳が確認できる資料	直売所等での県産米増量 キャンペーン実施事業者 のみ
4	ポイント付与内訳が確認できる資料	量販店でのポイントキャ ンペーン実施事業者のみ
5	店舗における新型コロナウイルス感染症対策について確認できる資料	必須
6	暴力団排除に関する誓約事項	必須
7	その他知事が必要と認める書類	必須

2 変更交付申請書 (第 6 条関係)

	添付書類	添付の条件
1	変更内容がわかる書類	必須
2	その他知事が必要と認める書類	必須

3 実績報告書 (第 8 条関係)

	添付資料	添付の条件
1	事業実績内訳明細書	必須
2	キャンペーン実施店舗が確認できる資料	複数店舗実施事業者のみ
3	米増量内訳が確認できる資料	直売所等での県産米増量 キャンペーン実施事業者 のみ
4	ポイント付与内訳が確認できる資料	量販店でのポイントキャ ンペーン実施事業者のみ
5	店舗における新型コロナウイルス感染症対策について確認できる資料	必須
6	事業実施内容に係る支払 (予定) が確認できる書類 (納品書、請求書、領収証、又はこれに準ずる書類) の写し	必須
7	事業実施内容に係る販売及びポイント付与等が確認できる書類 (納品書、請求書、領収証、又はこれに準ずる書類) の写し	必須
8	写真、チラシの写し等 (事業実施内容の確認ができるもの)	必須
9	その他知事が必要と認める書類	必須

4 仕入れに係る消費税等相当額報告書（第9条の3関係）

	添付資料	添付の条件
1	消費税確定申告書の写し（税務署の收受印があるもの）	必須
2	付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し	必須
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額の積算内訳	必須
4	消費税法第60条第4条に規定する特定収入の割合を確認できる資料	補助対象者が、消費税法第60条に定める法人等である場合
5	補助金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料	免税事業者の場合
6	補助金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）	簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合